

下級裁判所裁判官指名諮問委員会東京地域委員会（第83回）

第1分科会議事要旨

（東京地域委員会庶務）

1 日時

令和5年11月2日（木）午後1時24分から午後2時05分まで

2 場所

東京高等裁判所第2中会議室

3 出席者

（分科会長）渡部勇次

（委員）片山直也、平沢郁子、堀内成子、山元裕史

（庶務）東京高裁総務課長松井、東京高裁総務課課長補佐金子

（説明者）東京高裁事務局長和波、東京高裁事務局長補市原

4 議題

（1）報告

前回（第82回）の議事要旨の確定について

（2）協議

ア 令和6年4月期の弁護士任官希望者に関する情報の取りまとめについて

イ 令和6年上半期の再任（判事任命）指名候補者に関する情報の取りまとめについて

（3）今後の予定等

5 議事

（1）報告

庶務から、前回の議事要旨が確定したこと及びホームページに掲載する予定であることが報告された。

（2）協議

ア 令和6年4月期の弁護士任官希望者に関する情報の取りまとめについて

て、説明者から、送付された情報の中に、弁護士任官希望者の氏名が1字異なっているものが含まれていることが説明された。

協議の結果、この情報は、書面の記載内容等に照らし、弁護士任官希望者の氏名の誤記であることが明らかであるため、当委員会が収集した情報として、下級裁判所指名諮問委員会（以下「指名諮問委員会」という。）に送付することが相当であるとされた。

また、その他の情報の適格性について協議した結果、いずれも指名諮問委員会に報告することとされた。

イ 令和6年上半期の再任（判事任命）指名候補者に関する情報の取りまとめについて、説明者から、送付された情報の中に、具体的な指名候補者の記載がない情報があることが説明された。

協議の結果、この情報は、指名候補者の指名の適否に関する情報（具体的な事実）とはいえないとされ、下級裁判所裁判官指名諮問委員会（以下「指名諮問委員会」という。）には送付しないこととされた。

また、説明者から、送付された情報の中に、具体的な事実を記載した情報及び段階評価が疑われる情報の両方が記載されたものが含まれていることが説明された。

この情報は、文章による個別具体的な情報を記載した上で、その一部において、段階付けした項目にチェックするなどの方式を採っているものであるが、協議の結果、指名諮問委員会に報告するに当たっては、情報の一部分であっても、段階評価が疑われる部分については、バツ印を付して送付することが相当であるとされた。

加えて、説明者から、送付された情報の中に、指名候補者の氏名が1字異なっているものが含まれていることが説明された。

協議の結果、この情報は、書面の記載内容等に照らし、指名候補者の氏名の誤記であることが明らかであるため、当委員会が収集した情報として、

指名諮問委員会に送付することが相当であるとされた。

その他の情報の適格性については、協議した結果、いずれも指名諮問委員会に報告することとされた。

(3) 今後の予定等

ア 指名諮問委員会に報告することが確定した情報については、速やかに指名諮問委員会に送付することとされた。

イ 庶務から、指名諮問委員会から当地域委員会に対し、令和5年12月に司法修習を終えて判事補任命を希望する者のうち、当地域委員会に関する候補者について情報提供があったこと及び指名諮問委員会から情報収集は求められていないが、指名の適否に関する特段の情報があれば受け付けることとされていることが説明された。

ウ 次回は、令和6年10月期の弁護士任官希望者及び令和6年下半期の再任（判事任命）指名候補者に関する情報収集について審議を行う予定であり、令和6年3月6日（水）午後1時30分から開催することとされた。

以上

## 下級裁判所裁判官指名諮問委員会東京地域委員会（第83回）

### 第2分科会議事要旨

（東京地域委員会庶務）

#### 1 日時

令和5年11月1日（水）午後1時24分から午後2時07分まで

#### 2 場所

東京高等裁判所第2中会議室

#### 3 出席者

（分科会長）山野目章夫

（委員）小野瀬厚、中村孝、三木恵美子

（庶務）東京高裁総務課長松井、東京高裁総務課専門官野村

（説明者）東京高裁事務局長和波、東京高裁事務局長補市原

#### 4 議題

##### （1）報告

前回（第82回）の議事要旨の確定について

##### （2）協議

令和6年上半期の再任（判事任命）指名候補者に関する情報の取りまとめについて

##### （3）今後の予定等

#### 5 議事

##### （1）報告

庶務から、前回の議事要旨が確定したこと及びホームページに掲載する予定であることが報告された。

##### （2）協議

令和6年上半期の再任（判事任命）指名候補者に関する情報の取りまとめについて、説明者から、送付された情報の中に、具体的な指名候補者の記載

がない情報があることが説明された。

協議の結果、この情報は、指名候補者の指名の適否に関する情報（具体的な事実）とはいえないとされ、下級裁判所裁判官指名諮問委員会（以下「指名諮問委員会」という。）には送付しないこととされた。

また、説明者から、送付された情報の中に、具体的な事実を記載した情報及び段階評価が疑われる情報の両方が記載されたものが含まれていることが説明された。

この情報は、文章による個別具体的な情報を記載した上で、その一部において、段階付けした項目にチェックするなどの方式を採っているものであるが、協議の結果、指名諮問委員会に報告するに当たっては、情報の一部分であっても、段階評価が疑われる部分については、バツ印を付して送付することが相当であるとされた。

その他の情報の適格性については、協議した結果、いずれも指名諮問委員会に報告することとされた。

### （３）今後の予定等

ア 指名諮問委員会に報告することが確定した情報については、速やかに指名諮問委員会に送付することとされた。

イ 庶務から、指名諮問委員会から当地域委員会に対し、令和５年１２月に司法修習を終えて判事補任命を希望する者のうち、当地域委員会に関する候補者について情報提供があったこと及び指名諮問委員会から情報収集は求められていないが、指名の適否に関する特段の情報があれば受け付けることとされていることが説明された。

ウ 次回は、令和６年１０月期の弁護士任官希望者及び令和６年下半期の再任（判事任命）指名候補者に関する情報収集について審議を行う予定であり、令和６年３月４日（月）午前１０時００分から開催することとされた。

以 上